

財政的援助団体等監査の結果（令和3年3月1日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和元年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	広島高速道路公社	令和2年11月26日	令和2年11月12日	実地	3
2	公立大学法人県立広島大学	令和3年3月1日	令和2年11月26,27日	書面	6
3	公益財団法人暴力追放広島県民会議	令和2年12月1日	令和2年11月17日	実地	10
4	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	令和2年12月2日	令和2年11月18,19日	実地	12
5	公益財団法人広島県男女共同参画財団	令和2年12月3日	令和2年11月19日	実地	14
6	公益財団法人広島県教育事業団	令和3年3月1日	令和2年12月2日	書面	16
7	一般財団法人広島県環境保全公社	令和2年11月27日	令和2年11月13日	実地	19

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
8	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	令和3年3月1日	令和2年12月1日	書面	21
9	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	令和3年3月1日	令和2年12月3日	書面	23
10	公益財団法人広島県私学振興財団	令和3年3月1日	令和2年12月9日	書面	24
11	一般社団法人広島県障害者スポーツ協会	令和3年3月1日	令和2年12月8日	書面	25
12	呉商工会議所	令和3年3月1日	令和2年12月9日	書面	27
13	RCC文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体	令和3年3月1日	令和2年12月4日	書面	29

4 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、公益財団法人広島県教育事業団の監査について松岡委員を、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の監査について奥委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島高速道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市東区温品一丁目8番23号
- ・ 代表者 理事長 熊谷 鋭
- ・ 設 立 平成9年6月3日
- ・ 役職員 役員8人（うち常勤4人）、職員65人（うち常勤65人、県派遣職員18人）
（令和2年9月末日現在）
- ・ 主な事業 指定都市高速道路の新設、改築、維持、その他の管理及び国土交通省、広島県、広島市、西日本高速道路株式会社等からの受託事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
業務収入 A	13,027,551
業務費用 B	4,384,857
一般管理費 C	357,740
業務利益 D (A - B - C)	8,284,954
業務外収益 E	735,889
業務外費用 F	1,368,811
経常利益 G (D + E - F)	7,652,032
特別利益 H	0
特別損失 I	0
特定準備金計上 J	7,652,032
税金等調整前当期純利益 K (G + H - I - J)	0
資産合計 L (M + N)	407,478,705
負債合計 M	321,914,633
（うち、特別法上引当金等）	75,362,565
資本合計 N	85,564,073
（うち、基本金）	85,429,600
（うち、剰余金）	134,473

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 85,429,600,000 円のうち、42,714,800,000 円 (50%) を出資 (令和 2 年 3 月末現在)
(所管課 土木建築局道路河川管理課)

(イ) 特別転貸債による貸付 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

- ・貸付金残高 23,995,494,604 円 (令和 2 年 3 月末現在)
- ・貸付の対象 高速道路建設事業資金

(ウ) 債務保証 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

- ・債務保証残高 94,613,989,844 円 (令和 2 年 3 月末現在)
- ・保証の対象 国, 地方公共団体金融機構, 市中銀行等からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策取組状況】

公社は、高速 5 号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて再発防止策を策定し、実行している。

当監査委員は、昨年度、随時監査を実施し、その結果を令和 2 年 3 月 16 日付けで取りまとめ、公社に対して意見を述べたところであるが、それに対する公社の取組状況は次のとおりであり、再発防止等については着実に実施されている。

今後もこの取組を継続するとともに、理事長が推進しようとしている公社改革の実現に向けて、公社全体で取組を進めていただきたい。

ア 再発防止策の推進体制について

再発防止策を推進していくため公社に設置した公社改革推進チームは、外部有識者として公認会計士を選任し、その意見や助言を受けながら、再発防止策の進捗管理や新たな取組の検討等を行っている。

昨年度の随時監査以降の再発防止策の取組としては、学識経験者で組織する入札監視委員会の立上げによって、再発防止策に挙げたすべての項目で運用段階に入ることになったほか、運用面においても、新規職員を対象とした研修会、協議・質問書に対する回答を行う場合のクロスチェック (4 件)、総合評価落札方式における学識経験者の意見聴取 (19 件) などが着実に実行されている。

イ 公社の意識改革について

研修等によって法令遵守の意識向上に取り組むとともに、新体制の下、新たな公社のブランドを作っていくことを目指している。

新たに、理事長、理事及び監事に、県又は広島市出身者以外の者が就任するほか、ローパー職員の管理職登用や若手の計画的採用を始めるなど、将来を見据えた組織づくりを進

めており、公社の意識改革に向けて目に見える形で具体策が講じられている。

ウ 公社のガバナンスの確立と内部統制の推進について

昨年度の随時監査において意見を述べた外部人材の登用に関しては、理事長、理事、監事が外部から登用された。

令和2年7月に就任した理事長は、公社の改革として、ガバナンスの強化、将来を見据えた組織づくり及び働く人が幸せになる職場づくりの3つの柱を主眼として取り組んでおり、こうした取組によって強靱な組織力の構築を目指している。

2 公立大学法人県立広島大学

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域に貢献する知の創造，応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として，主体的に考え，行動し，地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに，地域に根ざした高度な研究を行い，もって地域社会の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市南区宇品東一丁目1番71号
- ・ 代表者 理事長（学長） 中村 健一
- ・ 設立 平成19年4月1日
- ・ 役員（令和2年4月1日現在）
役員9人（うち常勤5人）
- ・ 主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営
- ・ 各キャンパスの所在地及び設置学部等

区分	所在地	設置学部等
広島キャンパス	広島市南区宇品東一丁目1番71号	地域創生学部，人間文化学部，経営情報学部，経営管理研究科，新大学設置準備センター，大学教育実践センター，学術情報センター，地域基盤研究機構，国際交流センター，高等教育推進機構，総合学術研究科
庄原キャンパス	庄原市七塚町 5562番地	生物資源科学部，生命環境学部，総合学術研究科，大学教育実践センター，地域基盤研究機構，学術情報センター
三原キャンパス	三原市学園町1番1号	保健福祉学部，総合学術研究科，大学教育実践センター，学術情報センター，地域基盤研究機構，助産学専攻科

- ・ 組織体制及び教職員数（令和2年9月30日現在）

区分	組織体制	教職員数（単位：人）	
		教員	事務職員
本部・広島キャンパス	総務課，財務課，ワーク・クライメイト・マネジメント課，新大学設置準備室，経営企画室，HBMSマネジメント課，ブランド企画推進室，国際交流課，教学課，学術情報課	98	87
庄原キャンパス	総務課，教学課	51	22
三原キャンパス	総務課，教学課	103	27
計		252	136

（注）教員は各学部等に属し，学長を含む。事務職員には兼務役員を含み，臨時職員及び派遣職員を除く。

・ 学生数の状況（令和2年5月1日現在）

（単位：人）

区 分		定 員	在籍者
大 学	地域創生学部	200	212
	人間文化学部	360	397
	経営情報学部	300	337
	生物資源科学部	140	148
	生命環境学部	495	506
	保健福祉学部	760	774
	助産学専攻科	10	10
計		2,265	2,384
大学院	総合学術研究科 修士課程（博士課程前期）	140	117
	総合学術研究科 博士課程後期	15	22
	経営管理研究科	50	63
計		205	202

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	6,130,191
経常費用 B	6,075,888
経常利益 C (A - B)	54,302
臨時利益 D	0
臨時損失 E	0
当期純利益 F (C + D - E)	54,302
目的積立金取崩額 G	0
当期総利益 H (F + G)	54,302
資産合計 I (J + K)	20,502,443
負債合計 J	4,203,466
純資産合計 K	16,298,976
（うち利益剰余金）	(869,535)

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 資本金 18,649,960,000 円のうち、18,649,960,000 円 (100.0%) を出資
 (令和2年3月31日現在) (所管課 環境県民局大学教育振興担当)

(イ) 令和元年度公立大学法人県立広島大学運営費交付金を交付

(所管課 環境県民局大学教育振興担当)

- ・ 交付額 4,102,806,017 円 (標準 : 3,669,000,000 円, 特定 : 433,806,017 円)
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学運営費交付金交付要綱
- ・ 交付対象経費 大学の設置及び運営等の法人の定款で定める業務の財源に充てる経費

(ウ) 令和元年度公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金を交付

(所管課 環境県民局大学教育振興担当)

- ・ 補助額 530,886,217 円
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金交付要綱
- ・ 補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で, 教育, 研究の用に供する施設等の工事に係る経費 (付随経費を含む。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づく手続について

次の工事請負契約において, 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づく, 県知事 (建築主事を置く市町村の長) への届出を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。(庄原キャンパス)

契約名	県立広島大学庄原キャンパス バスロータリー整備工事 (令和元年度)
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条

イ 委託契約における事務処理について

委託契約の事務処理において, 次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 随意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結していた。(広島キャンパス)

契約名	令和元年度ブランドイメージ確立に係る「新聞記事広告」及び「純広告」制作業務
根拠	公立大学法人県立広島大学会計規程第 44 条第 1 項 公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第 27 条第 1 項

(イ) 契約書に記載すべき事項の一部が記載されていなかった。(広島キャンパス)

契約名	特別番組「建学 100 周年県立広島大学」の映像素材使用契約 (令和元年度) 保健福祉学部の再編に係るニーズ調査及び報告書作成業務 (令和元年度) 保健福祉学部の再編に係る追加ニーズ調査業務 (令和元年度)
根拠	公立大学法人県立広島大学会計規程第 47 条 公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第 30 条

(ウ) 随意契約において業者を決定するための見積合わせの後に予定価格を決定していた。(広島キャンパス)

契約名	令和元年度ブランドイメージ確立に係る「新聞記事広告」及び「純広告」制作業務委託
根拠	公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第 28 条

ウ インターネットを經由した寄附金受付における事務処理について

インターネット上で運用している支援・寄附の専用ページ「県立広島大学へのご支援について」を經由した寄附金の一部について、公立大学法人県立広島大学寄附受入れ規程で定める手続によらない方法で寄附金の受付手続を行っていた。適正な事務処理に努められたい。(広島キャンパス)

根拠	公立大学法人県立広島大学寄附受入れ規程第 4 条, 第 5 条, 第 6 条
----	--

【改善を求める事項】

工事請負契約に係る事務処理について

ア 次の工事請負契約において、必要な建設業の許可を有しない業者を随意契約の見積合わせに参加させていた。発注に当たっては、建設工事の種類を明示し、必要とされる建設業の許可を有した業者を対象に手続を行う必要がある。(三原キャンパス)

契約名	県立広島大学三原キャンパス屋上補修工事 (令和元年度)
-----	-----------------------------

イ 次の工事請負契約において、当初の工事を施工した業者に参考見積書の提出を依頼し、提出された内容をそのまま設計書としたうえで、同業者と落札率 100%で随意契約を行っていた。契約を締結する場合は一般競争入札に付するのが原則であり、随意契約をする場合には、随意契約をしなければならない理由を明確にする必要がある。(三原キャンパス)

契約名	県立広島大学三原キャンパス中央監視盤センター装置一式及び 1 号館・2 号館 RS (リモートステーション) 更新工事 (令和元年度) 県立広島大学三原キャンパス吸収冷温水機 3 号機溶液ポンプ及び伝熱管・水室枠取替工事 (令和元年度) 県立広島大学三原キャンパス吸収冷温水機 2 号機溶液ポンプ及び伝熱管・水室枠取替工事 (令和元年度)
-----	---

3 公益財団法人暴力追放広島県民会議

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民全体の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、あらゆる地域、職域において暴力団追放活動を徹底し、暴力団の存立基盤の除去、資金源の遮断及び環境の浄化等を推進することにより、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有すると認められる者による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等を図り、もって安全で住みよい広島県の実現に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区基町 10 番 3 号
- ・ 代表者 理事長 森川 和彦
- ・ 設 立 昭和 62 年 6 月 1 日
- ・ 役職員 役員 16 人（うち常勤 1 人）、職員 4 人（うち県派遣職員 1 人）
（令和 2 年 10 月末現在）
- ・ 主な事業 暴力団員等による不当な行為を予防するための広報・啓発事業，暴力団員等による不当な行為の被害を予防するための救済及び監視・情報収集事業，暴力団員等による不当な行為を予防するための事業所責任者に対する講習事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分		令和元年度
経常収益	A	35,639
経常費用	B	38,737
当期経常増減額	C (A - B)	▲3,098
経常外収益	D	0
経常外費用	E	0
当期経常外増減額	F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	▲3,098
当期指定正味財産増減額	H	0
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	▲3,098
資産合計	J (K + N)	903,592
負債合計	K	2,919
指定正味財産	L	861,630
(うち、基本財産充当額)		856,630
一般正味財産	M	39,043
正味財産合計	N	900,673

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 856,630,140 円のうち 710,000,000 円 (82.9%) を出捐 (令和 2 年 10 月 30 日現在) (所管課 警察本部刑事部組織犯罪対策課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 会長 松浦 雄一郎
- ・ 設立 平成2年3月23日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和2年9月30日現在）
 役員7人（うち常勤1人）
 職員127人（非常勤職員，嘱託職員等を含む。うち県派遣職員0人）
- ・ 主な事業 地域医療を担う医師の配置調整，定着支援
 地域包括ケアを推進するための医療介護連携の構築支援及び在宅ケアの推進
 健康増進及び疾病予防に関する技術者の研修及び養成
 結核，がん，循環器疾患その他の疾患予防の検診
 広島県健康福祉センター管理運営の受託

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	1,479,953
経常費用 B	1,366,722
当期経常増減額 C (A - B)	113,231
経常外収益 D	0
経常外費用 E	459
当期経常外増減額 F (D - E)	▲459
法人税等 G	877
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	111,895
当期指定正味財産増減額 I	▲5,388
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	106,507
資産合計 K (L + O)	1,721,309
負債合計 L	663,713
指定正味財産 M	69,084
(うち，基本財産充当額)	(60,034)
一般正味財産 N	988,512
正味財産合計 O (M + N)	1,057,596

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産60,034千円のうち40,000千円(66.6%)を出捐(令和2年11月1日現在)
 (所管課 健康福祉局医療介護人材課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県健康福祉センター
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 167,100,000 円
- ・所管課 健康福祉局医療介護人材課
- ・利用状況 (令和元年度)

利用料金	利用人員
17,924 千円	86,544 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 財務諸表の表示について

令和元年度の財務諸表に対する注記「9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載された広島県公募公債 10 年 (H24 年第 7 回) の帳簿価額が誤っていた。適正な財務諸表の作成に努められたい。

イ 通勤手当の支給について

職員の通勤手当について、運賃改定が行われたにもかかわらず、旧運賃で算出し、過大な額を支給しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構正規・嘱託職員の給与に関する規程第 21 条
----	---

【検討要請事項】

委託契約における契約額の妥当性の検証について

委託契約について、自動継続により、長期間、同一の契約内容で契約を継続しているものがあつた。コストの低減を図る観点から、定期的に契約額の妥当性を検証するよう検討していただきたい。

5 公益財団法人広島県男女共同参画財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 男女がその個性と能力を十分に発揮し，社会のあらゆる分野において共に参画していくために必要な事業を展開し，男女共同参画社会の実現に資する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町一丁目2番1号 おりづるタワー10階
- ・ 代表者 理事長 長尾 ひろみ
- ・ 設 立 昭和63年8月23日（平成25年4月1日公益財団法人に移行）
- ・ 役職員（令和2年9月30日現在）
 役員7人
 職員6人（県からの派遣職員1人を含む。）
- ・ 主な事業 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
 男女共同参画社会の実現を目指す取組の普及促進
 男女共同参画に関する相談
 男女共同参画に関する講座・研修の企画実施
 男女共同参画に関する県民の活動の支援及び他機関・市民団体等との協働・連携
 広島県女性総合センター（エソール広島）の管理及び運営

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	44,727
経常費用 B	48,204
当期経常増減額 C (A - B)	▲3,477
経常外収益 D	0
経常外費用 E	1,421
当期経常外増減額 F (D - E)	▲1,421
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲4,898
当期指定正味財産増減額 H	▲826
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲5,724
資産合計 J (K + L + O)	91,348
負債合計 K	7,041
基金 L	—
指定正味財産 M	64,985
（うち基本財産充当額）	(61,000)
一般正味財産 N	19,323
正味財産合計 O (L + M + N)	84,308

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）基本財産 61,000,000 円のうち 30,000,000 円（49.2%）を出捐（令和2年9月30日現

在)

(所管課 環境県民局人権男女共同参画課)

(イ) 令和元年度広島県男女共同参画拠点づくり推進事業補助金を交付

(所管課 環境県民局人権男女共同参画課)

- ・ 補助額 36,942,000 円
- ・ 交付の目的 男女共同参画社会づくりの推進
- ・ 補助対象経費 男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施及びエソール広島の管理・運営に必要な経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

決算に係る事務処理について

決算に係る事務処理について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

ア 貸借対照表の特定資産において、財務規程に定めのない財産（特定資産什器備品）を計上していた。

根 拠	公益財団法人広島県男女共同参画財団財務規程 第 29 条
-----	------------------------------

イ 指定正味財産の一部を一般正味財産に振り替えているが、財務諸表の注記に振替額の内訳を記載していなかった。

根 拠	公益法人会計基準 第 5 財務諸表の注記 (13)
-----	---------------------------

6 公益財団法人広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 スポーツ活動と健康・体力づくりの支援を通じてスポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与し、また埋蔵文化財の調査と研究を行い、文化財の活用及び保存意識の啓発を図り、県民の文化の振興に寄与するとともに、地域の活性化を図る事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
- ・ 代表者 理事長 樽谷 敏治
- ・ 設 立 昭和 47 年 4 月 1 日
- ・ 役職員（令和 2 年 10 月 31 日現在）
 役員 7 人（うち常勤 3 人）
 職員 46 人（県からの派遣職員 5 人を含む。）
- ・ 主な事業 スポーツ施設の管理運営
 スポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与する事業
 埋蔵文化財に関する調査・研究
 施設利用者サービス事業
 その他公益目的事業の推進に資する事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	824,326
経常費用 B	896,916
当期経常増減額 C (A - B)	▲72,590
経常外収益 D	0
経常外費用 E	60
当期経常外増減額 F (D - E)	▲60
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲72,650
当期指定正味財産増減額 H	▲8,571
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲81,221
資産合計 J = K + N	330,158
負債合計 K	87,843
指定正味財産 L	151,410
(うち基本財産充当額)	(20,000)
一般正味財産 M	90,904
(うち基本財産充当額)	(3,410)
正味財産合計 N (L + M)	242,314

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 23,410,000 円のうち 20,000,000 円 (85.4%) を出資 (令和 2 年 10 月 31 日現在)

(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立総合体育館
- ・所在地 広島市中区基町 4-1
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 684,690,000 円
(うち、令和元年度管理費用 153,546,000 円)
- ・所管課 地域政策局スポーツ推進課
- ・利用状況 (令和元年度)

利用料金収入		419,450,764 円
利用者数	大アリーナ	999,005 人
	小アリーナ	201,418 人
	武道場	217,879 人
	弓道場	51,526 人
	プール	47,640 人
	トレーニングルーム	83,846 人
	健康・体力サポートセンター	2,706 人
	会議室	83,110 人
	情報センター	3,833 人
	合 計	

(ウ) 令和元年度広島県スポーツ会館管理運営費補助金を交付

(所管課 地域政策局スポーツ推進課)

- ・補助額 1,250,000 円
- ・交付の目的 アマチュアスポーツの振興、中・高校生の競技力向上、県総合グラウンドの利用促進を図る。
- ・補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費、施設管理費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び記録簿を作成・保存することとなっているが、次の機器について、簡易点検を実施しておらず、記

録簿を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

機 器	冷凍冷蔵庫 1台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告 示第13号）

イ 役員の報酬等について

役員（理事長）の報酬等について、理事会において額を決定することなく支給していた。
適正な事務処理に努められたい。

根 拠	公益財団法人広島県教育事業団役員等報酬規程 第3条第1号
-----	------------------------------

7 一般財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・ 所在地 広島市中区中町8番18号
- ・ 代表者 理事長 森永 智絵
- ・ 設立 昭和57年4月1日
- ・ 役職員 (令和2年9月30日現在)
 - 役員 13人 (うち常勤3人)
 - 職員 31人 (うち2人は役員兼務)
- ・ 主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理, 出島地区廃棄物等埋立処分, 普及啓発, 調査研究助成

イ 経営の状況

(単位: 千円)

区 分		令和元年度
経常収益	A	1,352,737
経常費用	B	1,049,894
当期経常増減額	C (A - B)	302,843
経常外収益	D	0
経常外費用	E	1,716
当期経常外増減額	F (D - E)	▲1,716
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	301,127
当期指定正味財産増減額	H	0
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	301,127
資産合計	J (K + N)	4,835,320
負債合計	K	511,765
指定正味財産	L	300,000
(うち, 基本財産充当額)		(300,000)
一般正味財産	M	4,023,555
正味財産合計	N (L + M)	4,323,555

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300,000,000 円のうち 250,000,000 円 (83.3%) を出捐 (令和2年9月30日現在) (所管課 環境県民局産業廃棄物対策課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への届出等を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 搬入道路舗装工事（令和元年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条，第12条，第13条

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、発注者は適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」を行っていた。

「歩切り」が行われ、予定価格が不当に引き下げられることにより、見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること、ダンピング受注の助長による工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと等が懸念されることから、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が行えるように、事務処理を改善する必要がある。

契約名	広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 受入施設内部擁壁設置工事（令和元年度）
-----	--------------------------------------

【検討要請事項】

正味財産増減計算書に係る科目の設定について

正味財産増減計算書において、規定されていない「〇〇受託収益（中科目）」を計上している。また、県等との委託契約に基づく受託収益を「受取負担金（大科目）」に計上しているが、科目の性質として「事業収益」への計上が適当と考えられることから、科目の設定及び計上区分について、取扱要領の見直しを検討していただきたい。

根拠	「公益法人会計基準」の運用指針 12（2） 一般財団法人広島県環境保全公社財務規則第9条 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領
----	---

8 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町四丁目2番16号
- ・代表者 理事長 池田 浩二
- ・設立 平成25年3月21日
- ・役職員（令和2年10月末現在）
 役員8人（うち常勤2人，うち県派遣職員1人）
 職員47人（うち県派遣職員4人）
- ・主な事業 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業
 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業
 就農支援資金貸付事業
 水源の森事業
 農地中間管理事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	1,204,799
経常費用 B	1,246,137
当期経常増減額 C (A - B)	▲41,338
経常外収益 D	1
経常外費用 E	1
当期経常外増減額 F (D - E)	0
法人税，住民税及び事業税 G	6,763
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲48,101
当期指定正味財産増減額 I	0
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	▲48,101
資産合計 K (L + O)	1,878,617
負債合計 L	389,835
指定正味財産 M	17,004
（うち，基本財産充当額）	3,000
一般正味財産 N	1,471,778
正味財産合計 O (M + N)	1,488,782

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産3,000,000円的全額を出捐（所管課 農林水産局農林水産総務課）
- (イ) 補助金

- a 令和元年度農業振興対策事業費補助金（農地中間管理事業）を交付
（所管課 農林水産局就農支援課）
 - ・補助額 119,201,377 円
 - ・交付の目的 農用地等の利用の効率化，高度化を促進し，農業の生産性向上を図る
 - ・補助対象経費 農地中間管理事業を実施するための事務費及び事業費
- b 令和元年度広島県農林水産業関係単独事業補助金を交付
（所管課 農林水産局就農支援課）
 - ・補助額 3,000,000 円
 - ・交付の目的 就農支援資金貸付金の管理
 - ・補助対象経費 青年農業者等就農支援事業等を実施するための事務費及び事業費
- c 令和元年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付
（所管課 農林水産局林業課）
 - ・補助額 6,442,950 円
 - ・交付の目的 水源の森整備事業の推進
 - ・補助対象経費 造林，保育事業等に要する経費
- d 令和元年度農業振興対策事業費補助金等（農業経営法人化支援総合事業）を交付
（所管課 農林水産局農業経営発展課）
 - ・補助額 7,889,765 円
 - ・交付の目的 農業経営の課題解決に向けた相談体制を整備し，農業経営の強化及び収益向上を図る
 - ・補助対象経費 課題解決に向けた専門家の設置・派遣等の事業費及び事業管理等の事務費
- e 令和元年度農業振興対策事業費補助金等（農地集積加速化支援事業）を交付
（所管課 農林水産局就農支援課）
 - ・補助額 1,200,000 円
 - ・交付の目的 農業経営の強化及び収益向上に向けて農業経営の法人化を図る
 - ・補助対象経費 農業経営を法人化した経営体に対し，1 件当たり 40 万円を交付

（2）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

9 株式会社ひろしまイノベーション推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 企業が成長性の高い新たな事業展開等を図ろうとする際に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源を提供することにより、企業の成長を支援し、将来にわたって新たな雇用の創出や県内所得の拡大等を図る。
- ・ 所在地 広島市中区袋町3番17号
- ・ 代表者 代表取締役社長 熊谷 賢一
- ・ 設立 平成23年5月24日
- ・ 役職員（令和2年10月31日現在）
役員5人（うち常勤2人）
職員8人
- ・ 主な事業 成長が見込まれる企業の発掘及び当該企業への投資検討
投資先企業に対する経営参加型の支援

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
総収入	162,185
経常損益	▲44,678
当期純損益	▲29,589
資産合計 A (B + C)	295,492
負債合計 B	97,849
純資産 C	197,643
（うち、資本金）	50,000
（うち、資本準備金）	50,000
（うち、繰越利益剰余金）	97,643

（注）総収入は、売上高、営業外利益、特別利益の計

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資

資本準備金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資

（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 公益財団法人広島県私学振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業 私立学校教職員（小学校、中学校及び高等学校）の退職手当資金及び振興費利子の給付事業
- ・ 所在地 広島市中区大手町4丁目5番7号 広島県私学会館内
- ・ 代表者 理事長 山中 幸平
- ・ 設立 昭和36年6月6日
- ・ 加入状況（令和2年4月1日現在）

法人数（学校数）	31 法人（70 校）
加入者数	1,854 人

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 令和元年度広島県私立学校振興費補助金（退職金掛金補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・ 補助額 159,331,600 円
- ・ 交付の目的 私立学校教職員の福祉の増進及び私立学校教育の振興
- ・ 補助対象経費 当法人が行った私立学校教職員の退職手当資金の給付事業に係る掛金の軽減額

(イ) 令和元年広島県私立学校振興費補助金（私学振興資金利子補給補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・ 補助額 7,278,000 円
- ・ 交付の目的 私立学校の健全な経営と教育環境の改善及びより質の良い教育の提供
- ・ 補助対象経費 当法人が行った私立学校設置者の施設の耐震改修等に要する資金の借入金に係る利子についての助成

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な業務
障害者スポーツの普及啓発及び広報に関すること
障害者スポーツの調査研究に関すること
障害者スポーツの活動場所の確保や環境の改善に関すること
スポーツ用品の貸出しに関すること
県障害者スポーツ大会兼全国障害者スポーツ大会の予選会の開催又は支援に関すること
全国障害者スポーツ大会への選手団派遣に関すること
障害者スポーツ指導員，ボランティア等の養成に関すること
障害者スポーツ競技団体等への支援に関すること
障害者スポーツ大会開催への支援に関すること
障害者スポーツにおける市町や地域団体等への支援に関すること
障害者スポーツ選手の育成・強化に関すること など
- ・ 所在地
東広島市西条町田口 295-3
- ・ 代表者
会長 山根 恒弘
- ・ 設立
平成 28 年 1 月 14 日 任意団体として設立
平成 30 年 4 月 2 日 一般社団法人取得
- ・ 職員数（令和 2 年 10 月末現在） 3 人

イ 県の財政的援助等の状況

令和元年度障害者スポーツ協会運営事業費補助金を交付

（所管課：地域政策局スポーツ推進課）

- ・ 補助額 28,486,000 円
- ・ 交付の目的
県内の障害者スポーツを統括する中核的な組織として，全ての県民が障害の有無に関わらず障害者スポーツに親しむとともに，障害者がスポーツ活動を通じて健康の保持・増進や地域社会との交流による社会参加に努め，また競技力の向上に取り組むことができるよう，障害者スポーツの振興を図り，もって活力ある共生社会の実現を目指すことを目的として設置する障害者スポーツ協会の運営に要する経費に対し，補助金を交付する。
- ・ 補助対象経費
障害者スポーツ協会の運営に要する給料，職員手当等，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費
障害者スポーツ協会の活動に要する報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，負担金及び補助金

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

補助金実績報告における事務処理について

次の補助金について、実績報告書に添付する事業実施状況報告書に実施していない事業が記載されるなど、不正確な内容となっていた。適正な実績報告となるよう、補助金所管課とも協議の上、事務処理を改善する必要がある。

補助金名	令和元年度広島県障害者スポーツ協会運営事業費補助金
------	---------------------------

12 呉商工会議所

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 経済支援活動，地域振興活動など
- ・所在地 呉市本通四丁目7-1
- ・代表者 会頭 神津 善三朗
- ・設立 大正14年3月3日
- ・会員の状況（令和2年10月31日現在）

個人	法人	団体	合計
440	1,406	41	1,887

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成31年度小規模事業経営支援事業費補助金を交付

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・補助額 52,038,400円
- ・交付の目的 小規模事業者等の振興と持続的発展に寄与
- ・補助対象経費 補助対象職員の設置費，指導事業費，小規模事業施策普及費，経営安定特別事業費

(イ) 令和元年度被災地域販路開拓支援補助金を交付

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・補助額 8,727,051円
- ・交付の目的 平成30年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者の販路拡大に寄与。
- ・補助対象経費 被災地域販路開拓支援事業費の管理・運営費，間接事業者の事業実施に要する経費

(ウ) 平成31年度地域中小企業支援センター補助金を交付

（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

- ・補助額 3,387,000円
- ・交付の目的 創業，経営革新，新事業活動の支援
- ・補助対象経費 経営革新等指導事業，新事業活動促進事業

(エ) 平成31年度地域中小企業支援センター生産性向上推進活動事業費補助金を交付

（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

- ・補助額 1,160,000円
- ・交付の目的 企業の効果的なIT導入等を支援し業務の効率化や生産性に寄与
- ・補助対象経費 セミナー等開催，相談対応，マッチング実施，IT利活用推進対象の発掘

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

決算に係る事務処理について

令和元年度被災地域販路開拓支援補助金について、決算関係書類を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	呉商工会議所 定款第 71 条
----	-----------------

13 R C C文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県民文化センターの管理
- ・所在地 広島市中区橋本町5-11
- ・代表者 株式会社R C C文化センター 代表取締役 武田 信晃
- ・設立 平成24年9月26日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県民文化センター
- ・所在地 広島市中区大手町一丁目5-3
- ・指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 364,644,078円
(うち、令和元年度管理費用70,200,000円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課
- ・利用状況(令和元年度)

区分		利用日数(利用率)
ホール		281日(78.5%)
展示室	第一	208日
	第二	182日
	第三	164日
	計	554日(51.6%)
練習室	第一	267日
	第二	282日
	第三	278日
	計	827日(75.7%)

ウ 県の財政的援助等の状況

平成31年度広島県地域創造助成事業費補助金を交付

(所管課 環境県民局文化芸術課)

- ・補助額 2,000,000円
- ・交付の目的 県立文化施設を地域文化の発信及び地域交流拠点として活用し、地域の活性化に寄与し、広島県民の文化・芸術の振興を図る。
- ・補助対象経費 「2019広島神楽」定期公演に要する総事業費のうち、一般財団法人地域創造が定める要綱により認められた経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。